

計量証明書

平成29年2月13日



飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(硝処分場)焼却設備(煙突測定孔)
測定日	平成29年2月6日
測定時刻	9:50～12:30
測定者	森田教介 市岡孝一郎
発行番号	M172A130-001

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稻里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 石井 康裕



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
ばいじん	測定値	0.0023 未満	-	g/m ³	JIS Z 8808
	酸素12%換算値	0.0033 未満	0.08		ろ過捕集による重量濃度測定方法
窒素酸化物	測定値	43	-	volppm	JIS K 0104
	酸素12%換算値	61	250		連続分析法(化学発光方式)
塩化水素	測定値	58	-	mg/m ³	JIS K 0107
	酸素12%換算値	85	700		イオンクロマトグラフ法

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

平成29年5月12日



飯山陸送株式会社様

測定施設	豊田工場(畠処分場)焼却設備(煙突測定孔)
測定日	平成29年4月28日
測定時刻	9:47 ~ 12:24
測定者	市岡孝一郎 中川智史
発行番号	M174A130-001

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3
TEL(026)284-5111 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 石井 康裕 (印)



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
ばいじん	測定値	0.0025 未満	-	g/m ³	JIS Z 8808
	酸素12%換算値	0.0039 未満	0.08		ろ過捕集による重量濃度測定方法
硫黄酸化物	濃度	10 未満	-	volppm	JIS K 0103
	排出量	0.31 未満	15 (K値=17.5)		イオンクロマトグラフ法
窒素酸化物	測定値	51	-	volppm	JIS K 0104
	酸素12%換算値	81	250		連続分析法(定電位電解方式)
塩化水素	測定値	43	-	mg/m ³	JIS K 0107
	酸素12%換算値	69	700		イオンクロマトグラフ法
全水銀	測定値	1.2	-	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	平成28年 環境省告示第94号 別紙2-1 及びJIS K 0222
	酸素12%換算値	1.9	(50)		還元気化原子吸光分析法

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
- なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。
- 全水銀の排出基準は平成30年4月1日より適用予定となります。

計量証明書

平成29年8月30日



飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(硝処分場)焼却設備(煙突測定孔)
測定日	平成29年8月25日
測定時刻	9:42 ~ 12:00
測定者	市岡孝一郎 南澤修
発行番号	M178A130-001

環境検査計測事業部

〒381-2283 長野市稻里一丁目5番地3

TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138

計量証明事業所

長野県知事登録 環境第37号

環境計量士 石井 康裕



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	46	-	volppm	JIS K 0104
	酸素12%換算値	75	250		連続分析法(定電位電解方式)
塩化水素	測定値	160	-	mg/m³	JIS K 0107
	酸素12%換算値	250	700		イオンクロマトグラフ法

備考

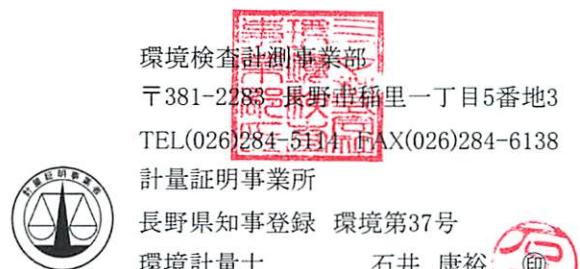
- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

平成29年11月7日



飯山陸送株式会社 様	
測定施設	豊田工場(硝処分場)焼却設備(煙突測定孔)
測定日	平成29年10月24日
測定時刻	9:54 ~ 13:19
測定者	森田教介 市岡孝一郎 中川智史
発行番号	M17AA130-101



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法	
ばいじん	測定値	0.0023 未満	-	g / m ³	JIS Z 8808	
	酸素12%換算値	0.0035 未満	0.08		ろ過捕集による重量濃度測定方法	
硫黄酸化物	濃度	10 未満	-	volppm	JIS K 0103	
	排出量	0.36 未満	16 (K値=17.5)		イオンクロマトグラフ法	
窒素酸化物	測定値	52	-	volppm	JIS K 0104	
	酸素12%換算値	80	250		連続分析法(化学発光方式)	
塩化水素	測定値	37	-	mg / m ³	JIS K 0107	
	酸素12%換算値	57	700		イオンクロマトグラフ法	
全水銀	測定値	(0.3)	-	$\mu\text{ g} / \text{m}^3$	平成28年 環境省告示第94号 別紙 2-1 及びJIS K 0222	
	酸素12%換算値	(0.5)	(50)		湿式吸収-還元気化原子吸光分析法	
備考						
<ul style="list-style-type: none"> 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。 なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。 全水銀の排出基準は平成30年4月1日から適用予定となっています。 なお全水銀の計量の結果の()は定量下限未満検出下限以上を表します。 						